

復興大臣

根本 匠 殿

保険税(料)及び一部負担金等の免除に対する
国の財政支援に関する要望書

平成26年 1 月 22日

福島県双葉郡檜葉町長 松 本 幸 英

福島県双葉郡川内村長 遠 藤 雄 幸

福島県双葉郡広野町長 遠 藤 智

保険税(料)及び一部負担金等の免除に対する 国の財政支援に関する要望書

平成23年3月11日に発生した東日本大震災とその後の東京電力福島第一原子力発電所の事故は、過去に例のない大規模な複合災害となり、双葉郡及び福島県全体に甚大な損害を与え、震災から2年10箇月が過ぎた今でも多くの住民が故郷をはなれ苦しい避難生活を余儀なくされております。

このような中、旧警戒区域並びに旧緊急時避難準備区域においては、免除した保険税(料)及び一部負担金等について、平成26年2月分(保険税(料)は3月分)まで、全額国の災害臨時特例補助金及び特別調整交付金により財政支援がなされているところであります。

しかしながら、先の平成26年度政府予算案によれば、旧緊急時避難準備区域における保険料等の減免措置は一部上位所得者を除く住民となっており、旧警戒区域と旧緊急時避難準備区域が混在する町村内の住民に対し差異が生じないように対策を講じる必要があります。

つきましては、旧緊急時避難準備区域の所在する楢葉町・広野町・川内村に対し平成26年度以降においても、東日本大震災及び原子力発電所の事故により被災した全被保険者に対し、別記の保険税(料)及び一部負担金等の免除措置に対しては、町村の特殊事情を考慮し、帰還までの間、財政支援の継続を要望するものであります。

記

以下の保険税（料）及び一部負担金等について、旧緊急時避難準備区域を含め、平成26年3月以降も、免除に係る保険者に対する国の特別の財政支援（全額補助）を継続すること。

1. 国民健康保険税及び医療費の一部負担金について
2. 介護保険料及び介護サービス利用者負担について
3. 後期高齢者保険料及び医療費の一部負担金について